

第4章 基本計画（白馬村障害者計画）

1 地域における自立生活の支援

（1）福祉サービスの充実

現状と課題

全国的な傾向ですが、本村においても障がいのある人や家族の高齢化が急速に進んでおり、家族の介護負担が増す傾向にあるとともに、家族がいなくなったときの生活について、多くの人が不安を感じています。

障がいのある人が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障がいの程度や社会活動、介護者や居住の状況などを踏まえ、最適な福祉サービスを提供する必要があります。

そのためには障害者総合支援法の円滑な推進により、利用者のニーズに応じて質・量ともに十分なサービスを確保するとともに、適切なサービスが提供できるよう相談支援事業（ケアマネジメント）体制及び連携を強化する必要があります。

施策の方向性

全ての障がいのある人が、家庭や地域社会の中で自立した生活を送るためには、障がいのある人の心身の状況やニーズを的確に把握することが重要です。

また、障がいのある人が何でも相談できる窓口体制の充実や暮らしに役立つ情報、各種支援制度・サービスに関する情報の発信、保健・医療・福祉その他の関係分野の総合的な連携のもとに地域の社会資源を活用した総合的な福祉サービスを提供する体制整備に努めます。

主要施策

- 障がいのある人及びその家族が、居宅において安心して日常生活を営めるよう居宅介護、短期入所及び日中一時支援事業等のサービスが障がいの種類や程度に応じて適切に提供できる体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。
- 補装具費や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。また、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。
- 障がいの種類や程度、生活環境、ニーズ等を踏まえ総合的で専門的なサービスが提供できるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携の推進と、ボランティアなどが行う地域の社会資源を活用したサービス提供体制を推進します。

- 障がいのある人が、それぞれのライフステージ*¹に応じ適切な支援が受けられるように、民生児童委員その他関係機関との連携強化に努めます。

〔 *1 ライフステージ
人の一生を、幼少期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの段階 〕

(2) 安定的な生活の支援

現状と課題

経済的な生活支援は障がい者の地域生活を支える上で重要であり、障害基礎年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の年金や手当及び貸付の制度について周知を図り、福祉の社会資源を有効かつ公平に利用できるようにする必要があります。

施策の方向性

障がい者が地域社会で自立した生活を営むためには、障がい者及びその家族の生活の基盤となる所得保障を充実し、福祉資源を有効に活用できるように、専門的な相談機能の充実と社会保障制度等の利用促進に努めます。

主要施策

- 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金などの公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの生活安定制度について、村の広報紙やホームページ及びユウテレ白馬、相談支援活動、地域活動組織などを通じた周知・広報の強化を行います。
- 自立生活を支援するための生活福祉資金制度*²の効果的な活用に努めます。
- 心身障害者扶養共済制度の周知と加入促進に努めます。

〔 *2 生活福祉資金制度
資金を他から借り受ける事が難しい、低所得者世帯や障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する高齢世帯、日常生活に困難を抱えている方を対象として必要な資金の貸し付けと、社会福祉協議会やハローワーク等による継続的な相談支援をセットで行い、生活の立て直しや経済の自立を図ることを目的とした制度 〕

(3) 保健・医療の充実

① 早期発見対策の充実に向けた健康づくりの推進

* 現状と課題 *

けがや疾病を早期に発見し治療することは、障がいに係る様々な負担や困難の軽減にも繋がります。そのためには、妊娠期・乳幼児期・成人期各段階での健康診査の受診が重要です。

障がいのある人の2次的障がい^{*3}の発生を予防するとともに、後遺症の軽減、残存能力の維持向上を図り、健康的な日常生活を確保するための施策の推進が必要です。

* 施策の方向性 *

障がいのある人自身や介助・支援者の高齢化、医療的ケアが必要な重度障がいのある人の増加等に対応し、保健・医療・福祉の連携を通じて支援体制を充実させ、早期発見に努めます。

さらに、障がいの疑いのある人に対しては、健康相談、健康教育、訪問指導等で適切に対応するとともに乳幼児期における早期発見とフォローアップ^{*4}の充実を図ります。

* 主要施策 *

- 乳幼児の成長・発達にあわせた健康診査の実施による、乳幼児期における疾病の予防と早期発見に努めます。
- 保健と教育の連携により、児童の心身の悩みの相談、健康管理体制の充実、思春期の若者をとりまく問題についての学習機会を提供します。
- 疾病の予防のために、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージ毎の保健サービスの提供と、障がいの原因となる疾病予防について、健康診査、健康教育、健康相談などの充実を図ります。
- 各種健（検）診を受ける機会が少ない在宅障がい者に対する、定期的な健康診査を奨励します。
- 村民の健康づくりを推進するため、食育ボランティアや保健補導員等との連携強化に努めます。

*3 2次的障がい

1次障がいが基になって起こる派生的な障がい。例えば、下半身麻痺という障がいから、上肢の使用過多により慢性関節炎という2次障がい起きる事をいいます。

*4 フォローアップ

健診等で助言を行った内容に効果があるか確認し、その後も継続的に調査助言を行うこと

② 医療・リハビリテーションの充実

*** 現状と課題 ***

ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、適切な時期に適切な訓練が受けられ、心身機能の促進と維持回復を図ることが重要です。

機能障がい者の軽減を支援するため、自立支援医療（更生、育成、精神）の給付につなげるほか、重度の心身障がい者に対する医療費助成を実施し、健康の保持・増進における、経済的負担の軽減を図る必要があります。

*** 施策の方向性 ***

健康診査等で健康上の問題が発見された方に対して、保健師等による相談や訪問を実施するとともに、保健所や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、早期治療、早期療育の支援に努めます。

*** 主要施策 ***

- 障がいのある人の地域生活を支援するため療育機関と連携した訪問・外来による療育指導や技術指導など、療育支援事業の充実を図ります。
- 障がいのある児童を持つ親の交流の場、経過観察が必要な子どもに対する継続的な支援と身近な療育相談の場としての療育教室の充実を図ります。
- 症状や状況に応じ適切なリハビリテーションなどが受けられるよう、医療機関や施設等との連携の充実を図ります。
- 障がいの軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（育成・更生・精神通院）等の円滑な実施に努めます。
- 通院が困難な重度の障がい者や寝たきりの高齢者が、医療サービスを受けられるための訪問看護サービスの利用を推進します。

③ 精神障がい者保健福祉の充実

*** 現状と課題 ***

精神保健福祉については、国において1年以上の長期入院患者の退院を推進するため、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すこととなりました。

今後も国の方向性に沿って、各分野の連携を充実させていながら、地域生活への移行、定着に向けて取り組んでいく必要があります。

*** 施策の方向性 ***

複雑、困難な相談の増加に伴い、精神保健の早期発見・対応を行うための専門相談（認知症、虐待、引きこもり等）の充実と、関係者との連携、協力体制の強化を図ります。

*** 主要施策 ***

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、障がいのある人の地域移行、定着支援などの支援体制の構築に向けた検討を進めます。
- 療養者が社会生活訓練を行うことで生活に必要な習慣・技術を身につけるとともに、地域での仲間づくりを通じて生活の幅を拡充します。
- 一人暮らしで支援が必要な障がい者が安心して生活できるための地域の見守り支援体制の整備を図ります。
- 医療機関と地域移行コーディネーター*⁵との連携の強化に努めます。

*5 地域移行コーディネーター

精神科病院等に対し、退院促進・地域定着支援のために必要な協力を得るための働きかけや患者の退院後の地域生活のための住まい探しや退院に向けた準備のための支援を行う者。

2 社会参加の促進と就労支援

(1) 社会参加と自立の促進

現状と課題

障がいのある人を含むすべての人々が、社会活動や文化活動を通じて、自らの個性や能力を発揮し、自己実現を図ることは、「こころの豊かさ」を含めた真の豊かさが実感できる社会づくりを推進するうえで重要です。

また、これらの活動を通じて、障がいのある人が健常者とともに社会参加することは、生活の質の向上とノーマライゼーション^{*6}の理念の実現に不可欠な要素です。こうした観点から、積極的に参加できる環境整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

障がいのある人がスポーツや文化・芸術活動などを通じて社会に参加し、健康維持や生きがいづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

主要施策

- 村の行事やイベント、講座、各種意見交換等の場に障がいのある人が気軽に参加できる体制整備に努めます。
- 地域行事やレクリエーション、文化活動等に障がいのある人が気軽に参加し、ふれあいや交流が出来るように、開催の方法等について助言や指導を行います。
- スポーツ施設や公民館等、各種公共施設のバリアフリー化^{*7}と、移動手段の充実による、障がいのある人が利用しやすい環境の整備に努めます。
- 資料の事前配布、テキストデータ化等、障がいに対応した資料づくり作成に努めるとともに、体制整備の強化を図ります。
- 障がい者団体が企画・運営する各種活動の支援を行います。
- 障がいのある人の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習活動の開催方法や内容の充実と、学習機会の提供に努めます。

***6 ノーマライゼーション**

北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

***7 バリアフリー**

障がいのある人や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

(2) 育成と教育の充実

① 乳幼児期における療育の充実

*** 現状と課題 ***

一人ひとりの発達状況に応じて適切な療育を行うことで障がいに係る困難の軽減を図ることができるため、早い段階からの療育が重要です。また、障がいのある児童の自立生活及び自己実現のために保育や教育、生涯学習や社会参加の機会が等しく確保されることが必要です。

*** 施策の方向性 ***

障がいのある児童に対して、施設や関連機関の連携による一貫した療育・指導体制の整備充実が必要です。保護者に対しては、子どもが安定した家庭生活を送るために、成長過程に応じた療育・教育に関して適切な助言・指導を行うための相談支援体制の充実に努めます。

*** 主要施策 ***

- 乳幼児相談等で気軽に相談できる体制整備と、関係機関の連絡調整の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、子育て相談支援センター、医療機関等の関係機関との相互の連携による、療育に関する相談・指導体制の充実を図ります。
- 障がいの有無や程度の判断が難しい児童に対して、気軽に相談できる体制整備と、関係機関との連絡調整の充実を図ります。
- 障がいのある児童が適切な療育が受けられるように、通園施設での療育指導の充実を図ります。
- 障がいのある児童の療育・保育の場として、保育所等での障がい児保育の拡充に努めます。また、支援員に対して専門機関との連携強化、研修及び助言に基づき知識及び技能の取得に努めます。
- 地域での療育相談の場として、専門機関と連携した巡回相談の充実を図ります。

② 学校教育及び地域での療育施策の充実

現状と課題

子どもが成長していく過程では、学校、地域における育成が重要です。障がいのある児童生徒が個人の能力や可能性を伸ばすための就学体制が整備され、いきいきとした学校生活を送ることが出来るように、特別支援教育の推進を図る必要があります。

そのために、関係する各分野との連携を充分取りながら、それぞれの施策が効果的に展開されるよう配慮する必要があります。

施策の方向性

学校、保育所、幼稚園、地域等が連携を図りながら、地域で健やかに生活・成長できる環境づくりを進めることが重要です。また、保護者の育児不安に対して適切に対応するため、身近な地域での相談体制の充実に努めます。

主要施策

- 障がいのある児童の保護者の育児不安を軽減するため、関連施設との連携を深めながら、相談・指導の充実に努めます。
- 学校・家庭・地域の連携を図り、保護者同士の交流を深め、障がいのある児童一人ひとりに対する総合的で、きめ細かな教育・指導に努めます。
- 特別支援教育の充実に努めるため、個別の指導計画や支援計画に基づいたきめ細かな教育に努めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、必要な職員を配置し、指導力の向上や環境整備の推進に努めます。
- 適切な教育対応を可能にするために、各学校の特別支援教育コーディネーター^{*8}を中心に福祉・医療・特別支援学校等関係機関との連携を深め、障がいの状況を的確に把握した適切な支援が行える体制づくりに努めるとともに、児童生徒と保護者の教育相談や就学に向けた相談・支援の体制充実に努めます。
- 一人ひとりの生徒の能力や適性及び意向に応じた適切な進路が保障されるよう、関係機関が連携しながら、社会的・職業的自立に向けた一人ひとりの状況に応じた相談支援の充実に努めます。

*8 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職員として位置づけられています。

(3) 雇用・就労の促進

*** 現状と課題 ***

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、障がいのある人を雇用する事業主に対しては、障がいのある人への合理的配慮を提供する義務が生じ、また、平成30年4月1日より法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられます。

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの適正、能力に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。また、就労を継続するために、事業所等の理解を深めることと併せて、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要となっています。

*** 施策の方向性 ***

障がいのある人が適性に応じ自由に職業が選択でき、就労の機会が確保されるよう職能訓練を充実するとともに、福祉就労から継続的な一般就労へ移行できるような就労移行支援体制を整備するとともに就労後の職場定着支援に努めます。

*** 主要施策 ***

- 障がい者の就労機会を拡充するため、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会、大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」、ハローワーク等の関係機関と連携し、企業・雇用主に対して雇用率達成への理解と協力要請を行い、制度の周知と意識の啓発を行います。
- 障がい者の職場定着のため、適用能力に応じた職場配置や短期間勤務等の多様な就業形態の導入、バリアフリー化による職場環境の改善の推進を図ります。
- 就労意欲のある障がい者が、自らの意思で能力に応じた職場を選択して自立できるよう、福祉的就労から一般就労への移行を推進する中で、一般就労が困難な方に対しては、施設や作業所における福祉就労の場の確保に努めます。
- トライアル雇用事業^{*9}やジョブコーチ^{*10}等の制度の活用及び周知を図ります。
- 障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの需要の増進を図ります。

***9 トライアル雇用**

特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。

***10 ジョブコーチ**

職場適応援助者。障がい者の雇用に際し、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

3 人にやさしいまちづくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

① 施設のバリアフリー化の推進

現状と課題

障がいのある人が社会のあらゆる領域に健常者と平等に参加し、自力で安全に行動できるよう、障がいのある人だけでなく高齢者や子ども連れの方などすべての人に使いやすく設計されているかどうかという、ユニバーサルデザイン^{*11}の考え方に基づいて、生活環境を整備することが基本的課題です。

***11 ユニバーサルデザイン**

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

例：段差解消、点字がついた飲料缶、音響・時間表示信号機等

施策の方向性

すべての人が利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づき、安心や安全、快適性、人のやさしさ、便利さ、分かりやすさなどの視点に配慮し、暮らしやすい、快適なまちづくりを進めます。

主要施策

- 公共施設については、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるような配慮、措置を図る必要があり、既存の施設については段階的な改善に努めます。また、民間事業者等に対しても理解と協力を求めていくとともに、研修会や広報誌等により住民全体への啓発・PRを推進し、子どもから大人まで広く住民意識の高揚と向上を図ります。

② 情報のバリアフリー化

* 現状と課題 *

情報を迅速かつ的確に入手することは、地域で快適に生活していく上で重要ですが、障がい者はどうしても情報不足になりがちです。情報が上手く伝わらないがために、不利益を被るケースも少なくありません。

日常生活を営む上で必要な情報を受け取ることができるように配慮することも必要です。このため、すべての人が共通して利用しやすい環境をつくるユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりを進める必要があります。

* 施策の方向性 *

個々の障がいの状況に応じ適切な支援を行うために、身近で気軽に相談できる窓口の整備、情報のバリアフリー化及び情報支援体制の充実に努めます。

* 主要施策 *

- 障がいの状況に応じた情報支援のために、情報機器を活用し、コミュニケーション手段の確保に努めます。
- 行政等からの情報提供の際には、個人のニーズに合った方法での提供体制（郵送、窓口、メール等）の充実に努めます。
- 視覚・聴覚障がい者の情報支援のニーズに応えるため、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実、移動支援・同行援護等による情報支援の提供の充実に努めます。
- 様々な障がい福祉サービスや、専門的あるいは日常的な相談窓口の場所など、必要な情報を整理して、わかりやすく提供できるよう努めるとともに、身近な相談役として民生児童委員等による地域の相談体制の整備など官民一体となった相談支援体制の充実に図ります。
- 情報へのアクセシビリティ^{*12}を担保し、各種ニーズに対応していくため、要約筆記者、手話通訳者、点訳・朗読ボランティア等の担い手を関係機関とも連携して育成していく体制の充実に努めます。

*12 情報へのアクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

③ 住宅の整備と入居支援体制の充実

*** 現状と課題 ***

障がいのある人の暮らしを支援するには、その生活基盤の拠点となる住宅を、障がいの内容や程度に応じて確保することが重要となります。そのためには、生活福祉資金などを活用し、住みやすく改修・改良する必要があります。

また、施設や病院の退所・退院が可能な障がいのある人の円滑な地域移行を図るため、一般住宅等への入居支援が重要です。

*** 施策の方向性 ***

障がいのある人が快適な日常生活を営めるように、生活福祉資金や住宅改修補助等各種制度の周知と利用促進を図り、関係機関と連携しながら、住宅の改修・改良に関する相談や助言等に努めます。

*** 主要施策 ***

- 一般住宅等での自立した生活を希望している障がいのある人に対し、相談支援事業所を活用、連携強化しながら、日中活動サービス等の包括的な支援を行い、居住のサポートを行います。
- 「生活福祉資金」や「障がい者にやさしい住宅改修」等の各制度の円滑な実施に努めます。
- 公営住宅について、安全性、利便性を重視し、建設、改修時期に合わせた建物のバリアフリー化の推進への提言を行います。

④ 移動・交通対策の充実

*** 現状と課題 ***

障がいのある人が地域で安全で安心した生活を送るためには、道路整備に伴う歩道の改良など、人にやさしい道路の整備とともに、公共交通機関の運賃助成や、単独で移動が困難な方の移動手段の確保が重要となります。

*** 施策の方向性 ***

誰もが使いやすい道路の整備、移動手段の確保に努め、障がいのある人に対する配慮の必要性や正しい理解等の普及・啓発を進めていきます。

*** 主要施策 ***

- 道路整備に際し、歩道の拡幅や排水溝のふたの改良、誘導用床材（点字ブロック）の設置など、体の不自由な方が使いやすい施設整備への提案を行います。
- 信州パーキング・パーミット制度^{*13}の普及を進めていながら、公共施設における車イス使用車両等の駐車場の確保に努めます。

- 村内の公共交通について関係者を含めた協議会での公共交通施策の検討を行います。
- 障がいのある人の通院、買い物等の重要な交通手段として、デマンド型乗合タクシーの有効利用と誰もが使いやすい移動手段の確保を検討します。

*** 13 信州パーキング・パーミット制度**

長野県において、平成28年4月20日から開始した制度です。この制度は、障がいのある人や高齢者など移動に配慮を要する方々からの申請に基づき、県内共通の利用証を交付するものです。

⑤ 緊急時等の安全対策と防犯・防災対策の推進

*** 現状と課題 ***

地震や豪雨災害など各地で大規模災害が相次いで発生しており、災害時に弱い立場におかれる高齢者や障がいのある人などへの情報伝達や早期救助、避難誘導、避難生活における配慮など多くの課題が明らかになっています。

台風や地震などの大規模災害が発生した場合には、障がいのある人や高齢者への的確かつ迅速な支援が重要になります。

*** 施策の方向性 ***

災害発生時に障がいのある人への的確に情報が伝達され、速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の自主防災組織など関係機関と連携し、防災対策を講じるとともに、互助精神による連絡網整備に努めます。

*** 主要施策 ***

- 地域の見守り活動の強化と、地域住民や障がいのある人同士で助けあうネットワークづくり、災害時住民支えあいマップの整備の充実を図ります。
- 災害時等に何らかの助けを必要とする障がいのある人などの避難行動要支援者を把握するための避難行動要支援者名簿の整備と、名簿を活用した民生児童委員や災害ボランティア等と協力した支援体制の確立に努めます。
- 個人の状況に即した配慮が行えるように、福祉用具の整備や情報伝達方法等の避難所運営体制の充実を図るとともに、障がいのある人や高齢者等の一般の避難所では支障をきたす者を対象に特別な配慮を行える福祉避難所の充実化に努めます。
- 火事・事故を未然に防ぐ方法として、防災知識の普及・啓発を図り、障がいのある人や高齢者が使いやすい防犯・防災設備の普及に努めるとともに、警察・消防等関係機関に対し、理解と協力を求め、地域ぐるみによる総合的な防犯・防災体制を推進します。

(2) 権利擁護と差別解消の推進

* 現状と課題 *

当事者・家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない人の権利を守るための体制づくりが課題となっており、ノーマライゼーション及びインクルージョン^{*14}の考え方にに基づき、障がいについての正しい知識の啓発・広報活動の充実を図る必要があります。

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日より施行され、障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取組などを進めていく必要があります。

* 施策の方向性 *

サービス利用をはじめ、判断能力が十分でない障がいのある人への意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取り組みます。また、障がいのある人への差別の解消、虐待の防止に向けて、障がいについての正しい知識、権利擁護の普及に努めます。

* 主要施策 *

- 人権擁護、教育、医療、福祉、労働などの関係機関及び地域住民組織や企業、事業主と連携を強化して、障がいについての正しい知識、権利擁護の普及に努めます。
- イベントや講演会を通じた村民、障がい者団体、ボランティア等の幅広い参加者との交流による、啓発活動の展開及び福祉に関わる人材の掘り起こしを行います。
- ボランティアに関する情報提供や相談・助言、ボランティアの育成、ボランティア団体の活動を支援するボランティアコーディネート機能^{*15}の強化を図ります。
- 白馬村社会福祉協議会による心配ごと相談所の開設や無料法律相談、成年後見制度及び北アルプス成年後見支援センター（大町市総合福祉センター内）の周知及び利用の促進を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の防止について、村民や事業者への周知・啓発に努めます。また、虐待の通報にあたっては、関係機関とともに状況等を把握のうえ、緊急性や事由に応じ適切に対応します。
- 白馬村障害者虐待防止センター（白馬村役場内）の設置を周知し、職員の専門性の向上及び福祉、医療、教育、警察等の関係機関との連携強化による虐待の防止及び早期発見を推進します。

- 障害者差別解消法に基づき、行政サービスにおける障がいのある人への、社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮（合理的配慮）^{*16}の提供を徹底します。
- 職員等に対して、障がいのある人への配慮を行うため必要な知識、理解の促進及び実際の現場において活かせる技術の向上に必要な研修等を実施していきます。

*14 インクルージョン

社会的包括の考え方であり、すべての人間は異なった部分があり、その差異や多様性を認め合い地域全体で包み込み支え合うという、互助の精神に基づく考え方。

*15 ボランティアコーディネート

ボランティア活動の支援を受けたい人や社会とボランティア活動を行いたいという意思を持つ人や社会の間であって、それぞれが満足するために必要な調整を行うこと。

*16 合理的な配慮（合理的配慮）

障がいのある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。